



**(8) レンタル品**

1コートにつき、ボール2個、ビブス5枚、ストップウォッチ1個を無料貸与します。

**(9) 利用当日の手続き**

利用開始時間10分前までにクラブハウスにて受付し、利用料金をお支払いください。

利用報告書に必要事項を記入、注意事項に同意していただきます。同意していただけない場合は、ご利用をお断りします。

荒天候時の使用可否は、クラブハウス受付にお問い合わせください。

**4. 利用者の遵守事項**

本施設は区立豎川河川敷公園内に設置された施設となります。公園利用ルールを守っていただくと共に、クラブハウス、フットサルコート、駐車場・駐輪場では次の事項をお守りください。

他の利用者や近隣に迷惑になる行為があった場合には、退場していただくことがあります。また、施設等を破損した場合には、実費を請求させていただく場合があります。

次に挙げる事項は禁止します。

**(1) 一般事項**

- ・ 物品の販売や広告宣伝活動等、施設本来の利用目的を逸脱した行為をすること。
- ・ 管理棟(クラブハウス)やフットサルコート周辺で、大声や奇声、大きな歓声等を出すこと。  
※ サイレントプレーにご協力ください。
- ・ ゴミのポイ捨てや放棄をすること。
- ・ 施設内でアルコール類を摂取すること、及び 飲酒した者が立ち入ること。
- ・ ペットを連れて管理棟(クラブハウス)やフットサルコートに立ち入ること。
- ・ 管理棟(クラブハウス)内および外部トイレ、フットサルコート周辺で喫煙をすること。
- ・ 更衣室以外の場所で更衣をすること。

※ 管理棟(クラブハウス)やフットサルコート等、各施設のご利用時には、長袖・長ズボン等で刺青やタトゥーを隠していただきますようご配慮をお願いします。

**(2) 管理棟(クラブハウス)**

- ・ 更衣室、シャワー室内で飲食をすること。
- ・ 管理棟(クラブハウス)において、長時間休息すること。

**(3) フットサルコート**

- ・ 利用終了時間を過ぎて利用すること。  
※ フットサルコートの利用時間には、入退場を含みます。
- ・ スパイクシューズ、ハイヒールでコートに入ること。また素足、サンダルなどでプレーすること。
- ・ サッカーボールを使用すること。
- ・ ホイッスルを使用すること。
- ・ フットサルコートで飲食すること。(ペットボトル等の蓋付きの飲み物のみ持ち込み可)
- ・ 防球ネット、フェンスならびに天井に向け、故意にボールを蹴ること、または投げつけること。
- ・ フットサルゴール、ゴールネットや防球ネットにぶらさがること。

- ・ フットサルコートおよび周辺に唾（ツバ）を吐くこと。
- ・ フットサルコート以外の場所（駐車場、園路、遊具広場等）でボールを使用すること。

#### (4) 駐車場・駐輪場

- ・ 施設利用目的以外での駐車や枠外に駐車すること。
  - ・ 近隣での路上駐車や一時停車をすること。
  - ・ 自転車や自動二輪を公園内、園路上に駐輪をすること。
  - ・ 長時間、エンジンをかけて駐車すること。
- ※ アイドリングストップにご協力ください。
- ※ 駐車場台数に限りがございます。出来る限り公共交通機関等をご利用ください。
- ※ 駐車場では、近隣への光害や機械の誤作動防止等のため、車の前進駐車にご協力ください。

### 5. その他の事項

#### (1) 事故責任の範囲について

- ・ 当フットサル場では保険に加入しておりません。各自スポーツ保険に入る事をお勧め致します。万が一怪我をされた場合は区および指定管理者として責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ・ 駐車場、管理棟（クラブハウス）、フットサルコート、公園内など、施設内での事故、盗難、紛失等に関して、区および指定管理者では一切責任を負いかねますのでご了承下さい。

#### (2) 拾得物の管理について

- ・ お預かり期間については、保存が困難な拾得物については、原則2週間とします。それ以外の物については3ヶ月間の保管とします。（例：5月の拾得物は、7月末日まで保管、8月中に処分）
- ・ 生ものや衛生上の問題がある物については、2～3日中に処分します。

#### (3) 利用料金免除について

所定の手続きを完了したチームについては、使用料の一部を免除することができます。利用料金免除チームの手続きにつきましては、豎川河川敷公園管理事務所（03-5875-2319）までお問い合わせ下さい。

- ・ 江東区がフットサル場を利用するとき 全額
- ・ 障害者団体がフットサル場を利用するとき 2分の1の額
- ・ 区内小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒がフットサル場を教員の指導のもとに利用するとき 2分の1の額
- ・ 区との共催事業においてフットサル場を利用するとき 2分の1の額
- ・ 競技団体（営利を目的とする団体を除く。）及び社会教育団体が実施する大会においてフットサル場を利用するとき 2分の1の額

〒136-0071 東京都江東区亀戸 6丁目 33番 10号  
豎川河川敷公園管理事務所 03-5875-2319  
フットサル場クラブハウス 03-5875-1771  
指定管理者：パークコミュニティ 豎川